

OMIC Food Safety Newsletter No. 449 Mar. 2, 2018

日本の食品安全情報をタイムリーに日本語とタイ語で解説するニュースレターです。

★ 今週のトピックス (日本の厚生労働省からの情報)

1. モニタリング検査の追加(違反による強化または命令検査解除による引き下げ: 検査頻度 30%) (2018年2月上~中旬)

| 通知 | 対象食品(含加工食品) | 検査項目 | 区分 | 備考、参照 URL | 参考 |
|------|-------------|----------|----|--|-----------------|
| 2/8 | タイ産オオバコエンドロ | クロルピリホス | 引下 | http://www.mhlw.go.jp/file/06-Seisaku-jouhou-11130500-Shoku-hinanzenbu/0000193815.pdf (基準値: 0.01mg/kg-ppm) | No. 044 /Q. 090 |
| 2/16 | 中国産冷凍殻付きあさり | A型肝炎ウイルス | 追加 | http://www.mhlw.go.jp/file/06-Seisaku-jouhou-11130500-Shoku-hinanzenbu/0000194383.pdf (基準値: 陰性) | No. 172 /Q. 223 |

2. タイ産品の輸入違反事例 (2018年2月上旬)

| 日付 | 品名 | 違反内容 | 基準 | 検査の種類 | 参考 |
|-----|-----------------|------------------|----|----------|-----------------|
| 2/9 | 無加熱摂取冷凍食品: ドリアン | 成分規格不適合(大腸菌群 陽性) | 陰性 | モニタリング検査 | No. 006 /Q. 010 |

★ RASFF マンスリーレポート

EUにおけるタイ産食品の違反情報

(2018年2月上~中旬)

| 日付 | 届出国 | 届出理由 | 通知タイプ・参考 |
|------|-------|--|---|
| 2/9 | デンマーク | スイートバジル(sweet basil)よりサルモネラ D 群(Salmonella group D) (25g の 5 サンプルより 1 陽性)の検出 | “information for attention” No. 128/Q. 185 |
| 2/9 | ポーランド | ココナッツミルクより未許可のポリソルベート(polysorbates) (1,000 mg/kg - ppm)の検出 | “border rejection” No. 429/Q. 376 |
| 2/12 | オランダ | 冷凍の鶏胸肉(frozen chicken meat preparation)よりサルモネラ菌(Salmonella) (陽性 /25g)の検出 | “border rejection” No. 128/Q. 185 |

★厚生労働省 食品衛生規制の見直しについて

厚生労働省は食品衛生法等の食品衛生規制の見直しを行っています。本件は前回の食品衛生法等の改正から約 15 年が経過し、共働き世帯や高齢者単身世帯の増加を背景に、調理食品、外食・中食への需要の増加や健康食品への関心の高まりなど食へのニーズの変化、輸入食品の増加など食のグローバル化の進展といった食や食品を取り巻く環境が変化していることへの対応を目的としています。また、2020年に予定されている東京オリンピック・パラリンピックに向けた準備、日本産食品の輸出促進も視野に入れられています。詳細は下記 URL を参照ください。

食品衛生法等の改正骨子案に関する意見募集(厚労省):

<http://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000191660.html>

食品衛生規制等の見直しに向けた検討状況に関する説明会(厚労省):

<http://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000186645.html>

★環境省・農林水産省 カルタヘナ法の改正について

環境省及び農林水産省は、平成 29 年 4 月公布、平成 30 年 3 月施行予定の改正カルタヘナ法の概要をウェブサイトで公開しています。これまで同法では、遺伝子組換え生物等の使用による、生物多様性への悪影響を未然に防止するための措置が定められていました。今回の改正では生物多様性に著しい悪影響が生じた場合、その回復のための措置を環境大臣が命じることが出来る規定が追加されています。命令の対象となる種や地域は、環境省令により指定されています。詳細は下記 URL を参照ください。

カルタヘナ法の改正について(農水省): <http://www.maff.go.jp/j/syouan/nouan/carta/about/kaisei.html>

カルタヘナ法の改正について(環境省): <http://www.biodic.go.jp/bch/hourei8.html>

※次号のOMIC Food Safety Newsletter No. 450の発行は、3月16日とさせていただきます。

発行者: 海外貨物検査株式会社 バンコク支店 <http://www.omicbangkok.com/en>

問合せ: (タイ語) kongsak@omicnet.com (日本語) lab.th@omicnet.com

ニュースレターバックナンバー: (タイ語) <http://www.omicbangkok.com/th/newsletter.php>

(日本語) <http://www.omicbangkok.com/en/newsletter.php>

食の安全ウェブサイト: (日本語) <http://www.omicfoodsafety.com/>

(英語) http://www.omicfoodsafety.com/html_eng/